

振替投資信託受益権の一部抹消手続の整備等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 23 年 11 月 18 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

株式等振替制度において取扱いを行っている振替投資信託受益権（以下「内国 E T F」という。）に係る投資信託約款について、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 17 条に規定する「重大な約款の変更等」が行われる場合には、当該「重大な約款の変更等」に反対する受益者は、同法第 18 条の規定に基づいて、受託会社に対して内国 E T F の買取りを請求することができる旨が規定されている。

このたび、内国 E T F の受託会社から、上記の手続によって受益者から買い取った内国 E T F について、販売会社である証券会社等に売却するのではなく、一部抹消を行いたいという要望があったことから、株式等振替制度において内国 E T F の一部抹消を可能とするため「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

併せて、金銭信託による内国 E T F の増加に伴い、受益者の請求によって投資信託契約の一部解約を行う場合（信託財産との交換を行う場合を除く。以下同じ。）の手続について明確化する等の所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）一部抹消手続

内国 E T F について機構加入者が一部抹消を行う場合（加入者から一部抹消に係る委任を受けた場合を含む。）には、内国 E T F と信託財産との交換を行う際の手続と同様、「抹消口」（機構が便宜的に設ける口座で、一部抹消により減少記録がされる内国 E T F の口数に係る情報を一時的に記録するための口座をいう。）を介して抹消手続を行う。

（規程第 8 章第 4 節第 3 款、規則第 355 条の 7、第 355 条の 8）

（2）解約時抹消手続

現在、金銭信託による内国 E T F の解約時抹消手続については、交換時抹消手続に係る規定に基づいて手続を行っているが、当該交換時抹消手続は、信託財産が有価証券である場合の手続を想定した条文となっているため、投資信託契約の一部解約によって金銭が支払われる場合の手続について明確化を行う。

（規程第 8 章第 4 節第 2 款、規則第 355 条の 6）

(3) 所要の規定の整備

内国ETFにおける受託会社及び受益者名簿管理人（受益者の氏名又は名称及び住所並びに当該受益者の有する内国ETFの口数等を記載又は記録した名簿の作成その他の当該名簿に関する事務を行う者をいう。）の指定手続等について明確化するほか、形式的な文言の修正等を行う。

（規程第2条、第13条、第16条の2、規則第10条の2等）

3. 施行日

平成23年11月28日から施行する。

以 上